

平成 27 年 6 月 12 日

## マンション敷地売却・建替え専門家相談体制における 相談員リストへの登録について（第 1 回）

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

本会では、国土交通省からの協力依頼を受けて、マンション建替等専門家相談体制の整備を進めております。マンション建替等専門家相談体制において適切に業務を行える者（相談員）の育成及び当該相談員のリスト作成等も併せて要請されていることから、本会では、本年 6 月から実施する「マンション敷地売却制度に関する研修」の受講（単位取得）を、マンション建替等専門家相談体制への参加申請条件としたうえで、当該研修の受講者から、同相談体制（業務）への参加希望者を募ることとしたものです。

つきましては、マンション建替等専門家相談体制において相談業務を行うことを希望される方は、本会において実施する「マンション敷地売却制度に関する研修」を受講いただくとともに、下記の要領により、本会へ相談員リストに係る登録申請を行われますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

平成 27 年 6 月 12 日（金）より

※ 平成 27 年 6 月 24 日（水）（必着）までに登録申請があった方については、国土交通省に提出する相談員リストへの登録（第 1 回目）をいたします。

なお、相談員の募集は、今後も継続して行い、順次相談員リストへの登録、国土交通省への提出を行ってまいります。

#### 2. 登録要件

専門家への登録にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

① 本会会員であること。

② 「マンション敷地売却制度に関する研修」（集合研修・平成 27 年 6 月開催）を受講して、単位認定がされていること。

※ 今回の募集では、集合研修受講者のみを対象としておりますが、e 研修配信以降は、e 研修受講者も登録要件に追加いたします。

なお、e研修での配信は、7月中旬以降を予定しております。

### 3. 応募手続

登録をご希望される方は、別添の「専門家相談員の登録申請書（兼 研修受講終了届出書）」に必要事項をご記入（又はご入力）のうえ、郵送にて、本会業務課に申請を行ってください。送付先は次のとおりです。

（送付先）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル9階  
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 業務課 宛

※ 申請書（Excel形式）は、本会ホームページに掲載しておりますので、そちらをご利用ください。

### 4. その他

- (1) お預かりした個人情報、相談員の登録に係る事務・情報連絡のためのみに利用させていただきます。
- (2) お預かりした「専門家相談員の登録申請書」は、国土交通省、（公財）住宅リフォーム・紛争解決支援センター、日本弁護士連合会及び各単位弁護士会（住宅紛争審査会）等の当相談体制関係機関に提出させていただきます。
- (3) 相談員の選定は、（公財）住宅リフォーム・紛争解決支援センター及び各単位弁護士会（住宅紛争審査会）が行います。

以上

本会事務局担当：業務課

TEL：03-3434-2301(代)

FAX：03-3436-6450